

第百九回国会 内閣委員会 議 録 第一号

本国会召集日(昭和六十二年七月六日)(月曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 石川 要三君

理事 北口 博君	理事 竹中 修一君
理事 戸塚 進也君	理事 船田 元君
理事 宮下 創平君	理事 上原 康助君
理事 竹内 勝彦君	理事 和田 一仁君
理事 有馬 元治君	理事 内海 英男君
理事 江藤 隆美君	理事 大村 義治君
理事 河野 洋平君	理事 鴻池 祥肇君
理事 佐藤 文生君	理事 武部 勤君
理事 月原 茂皓君	理事 前田 武志君
理事 宮里 松正君	理事 谷津 義男君
理事 角屋堅次郎君	理事 田口 健二君
理事 野坂 浩賢君	理事 広瀬 秀吉君
理事 井上 和久君	理事 鈴切 康雄君
理事 川端 達夫君	理事 清井 洋君
理事 柴田 睦夫君	

昭和六十二年七月三十日(木曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。
恩給等に関する小委員

内海 英男君	大村 義治君
竹中 修一君	武部 勤君
月原 茂皓君	宮里 松正君
宮下 創平君	上原 康助君
角屋堅次郎君	鈴切 康雄君
川端 達夫君	浦井 洋君
恩給等に関する小委員長	宮下 創平君
在外公館に関する小委員	

有馬 元治君	江藤 隆美君
北口 博君	河野 洋平君
佐藤 文生君	船田 元君
谷津 義男君	角屋堅次郎君

田口 健二君	井上 和久君
和田 一仁君	柴田 睦夫君
在外公館に関する小委員長	北口 博君
地域改善対策に関する小委員	
鴻池 祥肇君	竹中 修一君
月原 茂皓君	戸塚 進也君
前田 武志君	宮里 松正君
谷津 義男君	野坂 浩賢君
広瀬 秀吉君	竹内 勝彦君
和田 一仁君	柴田 睦夫君
地域改善対策に関する小委員長	戸塚 進也君

昭和六十二年七月三十日(木曜日)
午後三時三十三分開議

出席委員

委員長 石川 要三君

理事 竹中 修一君	理事 戸塚 進也君
理事 船田 元君	理事 宮下 創平君
理事 上原 康助君	理事 竹内 勝彦君
理事 和田 一仁君	
大村 義治君	鴻池 祥肇君
武部 勤君	月原 茂皓君
前田 武志君	宮里 松正君
谷津 義男君	角屋堅次郎君
田口 健二君	井上 和久君
鈴切 康雄君	川端 達夫君
柴田 睦夫君	

出席閣務大臣

国務大臣 栗原 祐幸君

出席政府委員

防衛庁参事官 瀬木 博基君
防衛庁参事官 古川 武温君
防衛庁参事官 児玉 良雄君
防衛庁参事官 筒井 良三君

委員外の出席者

内閣委員会調査室長 大澤 利貞君

委員の異動

七月二十九日

辞任

谷津 義男君

同日

辞任

渡辺美智雄君

同日

七月六日

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百八回国会閣法第三〇号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百八回国会閣法第三二号)

同日

同(石井郁子君紹介)(第二号)

同(国家機密法制定反対に関する請願(安藤巖君紹介)(第一号))

同(石井郁子君紹介)(第二号)

防衛庁長官官房長 依田 智治君
防衛庁防衛局長 西廣 整輝君
防衛庁教育訓練局長 長谷川 宏君
防衛庁人事局長 松本 宗和君
防衛庁経理局長 日吉 章君
防衛庁装備局長 山本 雅司君
防衛施設庁長官 友藤 一隆君
防衛施設庁総務部長 弘法堂 忠君
防衛施設庁施設部長 鈴木 晃君
防衛施設庁労務部長 山崎 博司君

同(岩佐恵美君紹介)(第三号)
同(浦井洋君紹介)(第四号)
同(岡崎万寿秀君紹介)(第五号)
同(金子満広君紹介)(第六号)
同(経塚幸夫君紹介)(第七号)
同(工藤晃君紹介)(第八号)
同(児玉健次君紹介)(第九号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第一〇号)
同(柴田睦夫君紹介)(第一二号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第一三号)
同(田中美智子君紹介)(第一四号)
同(辻第一君紹介)(第一五号)
同(寺前巖君紹介)(第一六号)
同(中島武敏君紹介)(第一七号)
同(野間友一君紹介)(第一八号)
同(東中光雄君紹介)(第一九号)
同(不破哲三君紹介)(第二〇号)
同(藤田スミ君紹介)(第二二号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第二三号)
同(正森成二君紹介)(第二四号)
同(松本善明君紹介)(第二五号)
同(村上弘君紹介)(第二六号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二七号)
同(山原健二郎君紹介)(第二八号)
同(岡崎万寿秀君紹介)(第二九号)
同(岡崎万寿秀君紹介)(第三〇号)
同(岩佐恵美君紹介)(第三一号)
同(岩佐恵美君紹介)(第三二号)
同(岩佐恵美君紹介)(第三三号)
同(岩佐恵美君紹介)(第三四号)
同(岩佐恵美君紹介)(第三五号)
同(岩佐恵美君紹介)(第三六号)
同(岩佐恵美君紹介)(第三七号)
同(岩佐恵美君紹介)(第三八号)
同(岩佐恵美君紹介)(第三九号)
同(岩佐恵美君紹介)(第四〇号)
同(岩佐恵美君紹介)(第四一号)
同(岩佐恵美君紹介)(第四二号)
同(岩佐恵美君紹介)(第四三号)
同(岩佐恵美君紹介)(第四四号)
同(岩佐恵美君紹介)(第四五号)
同(岩佐恵美君紹介)(第四六号)
同(岩佐恵美君紹介)(第四七号)
同(岩佐恵美君紹介)(第四八号)
同(岩佐恵美君紹介)(第四九号)
同(岩佐恵美君紹介)(第五〇号)
同(岩佐恵美君紹介)(第五一号)
同(岩佐恵美君紹介)(第五二号)
同(岩佐恵美君紹介)(第五三号)
同(岩佐恵美君紹介)(第五四号)
同(岩佐恵美君紹介)(第五五号)
同(岩佐恵美君紹介)(第五六号)
同(岩佐恵美君紹介)(第五七号)
同(岩佐恵美君紹介)(第五八号)
同(岩佐恵美君紹介)(第五九号)
同(岩佐恵美君紹介)(第六〇号)
同(岩佐恵美君紹介)(第六一号)
同(岩佐恵美君紹介)(第六二号)
同(岩佐恵美君紹介)(第六三号)
同(岩佐恵美君紹介)(第六四号)
同(岩佐恵美君紹介)(第六五号)
同(岩佐恵美君紹介)(第六六号)
同(岩佐恵美君紹介)(第六七号)
同(岩佐恵美君紹介)(第六八号)
同(岩佐恵美君紹介)(第六九号)
同(岩佐恵美君紹介)(第七〇号)
同(岩佐恵美君紹介)(第七一号)
同(岩佐恵美君紹介)(第七二号)
同(岩佐恵美君紹介)(第七三号)
同(岩佐恵美君紹介)(第七四号)
同(岩佐恵美君紹介)(第七五号)
同(岩佐恵美君紹介)(第七六号)
同(岩佐恵美君紹介)(第七七号)
同(岩佐恵美君紹介)(第七八号)
同(岩佐恵美君紹介)(第七九号)
同(岩佐恵美君紹介)(第八〇号)
同(岩佐恵美君紹介)(第八一号)
同(岩佐恵美君紹介)(第八二号)
同(岩佐恵美君紹介)(第八三号)
同(岩佐恵美君紹介)(第八四号)
同(岩佐恵美君紹介)(第八五号)
同(岩佐恵美君紹介)(第八六号)
同(岩佐恵美君紹介)(第八七号)
同(岩佐恵美君紹介)(第八八号)
同(岩佐恵美君紹介)(第八九号)
同(岩佐恵美君紹介)(第九〇号)
同(岩佐恵美君紹介)(第九一号)
同(岩佐恵美君紹介)(第九二号)
同(岩佐恵美君紹介)(第九三号)
同(岩佐恵美君紹介)(第九四号)
同(岩佐恵美君紹介)(第九五号)
同(岩佐恵美君紹介)(第九六号)
同(岩佐恵美君紹介)(第九七号)
同(岩佐恵美君紹介)(第九八号)
同(岩佐恵美君紹介)(第九九号)
同(岩佐恵美君紹介)(第一〇〇号)

本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件

小委員会設置に関する件

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案内閣提出、第百八回国会閣法第三〇号

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案内閣提出、第百八回国会閣法第三二号

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案内閣提出、第百八回国会閣法第三二号

○石川委員長 これより会議を開きます。

まず、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国政に関する調査を行うため、本会期中行政機構並びにその運営に関する事項

恩給及び法制一般に関する事項

公務員の制度及び給与に関する事項

栄典に関する事項

以上の各事項について、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対して承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○石川委員長 次に、小委員会設置の件についてお諮りいたします。

恩給等調査のため小委員十二名からなる恩給等に関する小委員会

在外公館にかかわる諸問題を調査するため小委員十二名からなる在外公館に関する小委員会及び

地域改善対策調査のため小委員十二名からなる地域改善対策に関する小委員会を、それぞれ設置したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

小委員及び小委員長は、追って指名の上、公報をもってお知らせいたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可及び補欠選任につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後三時三十五分休憩

午後三時四十五分開議

○石川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、第百八回国会閣法第三〇号、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び第百八回国会閣法第三二号、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。栗原防衛庁長官。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案〔本号末尾に掲載〕

○栗原防衛庁長官 ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明

申し上げます。

初めに、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要について御説明いたします。

まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。

これは、自衛官の定数を、海上自衛隊二百三十九人、航空自衛隊二百六十七人、統合幕僚会議四人、計五百十人増加するものであります。これらの増員は、海上自衛隊については、艦艇、航空機の就役等に伴うものであり、航空自衛隊については、航空機の就役等に伴うものであります。また、統合幕僚会議については、日米防衛協力の推進等のためのものであります。

次いで、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

これは、自衛隊の予備勢力を確保するため、陸上自衛隊の予備自衛官千人、海上自衛隊の予備自衛官二百人、航空自衛隊の予備自衛官三百人、計千五百人を増員するものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要について御説明いたします。

この法律案は、予備自衛官手当について、その月額を現行の三千円から四千円に改定するものであります。

現行の月額は、昭和五十四年に定められたものであります。その後の経済情勢の変化等にかんがみ、これを改定することとしたものであります。

以上が防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○石川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十八分散会

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

（防衛庁設置法の一部改正）

第一条 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「四万五千五百五十一人」を「四万五千七百九十人」に、「四万七千六百五十五人」を「四万七千三百三十二人」に、「二十七万二千七百六十八人」を「二十七万三千二百七十八人」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第二条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項中「四万四千九百人」を「四万六千四百人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数及び予備自衛官の員数を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項中「三千円」を「四千円」に改める。

附則

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行す

る。

理由

経済情勢の変化等にかんがみ、予備自衛官手当の月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十二年八月六日印刷

昭和六十二年八月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局